

第6期 飯塚市障がい福祉計画
第2期 飯塚市障がい児福祉計画
【原案】



《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2

第2章 障がい者を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	3
2	障がい者の状況	4
3	障がい福祉サービス等の体系	16

第3章 令和5年度に向けた成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
4	福祉施設から一般就労への移行等	19
5	障がい児支援の提供体制の整備等	21
6	相談支援体制の充実・強化	23
7	障がい福祉サービス等の質の向上	24

第4章 障がい福祉サービス及び相談支援

1	障がい福祉サービスの必要量見込み	26
2	相談支援の必要量見込み	30
3	必要な見込量確保のための方策	31

第5章 障がいのある児童への通所サービス及び相談支援

1	障がい児通所支援の必要量見込み	32
2	相談支援の必要量見込み	33
3	必要な見込量確保のための方策	34

第6章 地域生活支援事業

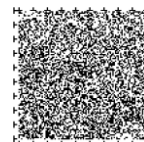
1	必須事業	35
2	任意事業	39
3	必要量見込み	40
4	必要な見込量確保のための方策	41

第7章 計画の推進体制等

1	関係機関等との連携に関する事項	42
2	計画の進行管理	43
3	その他の事項	43

資料

飯塚市障がい者施策推進協議会規則	45
令和2年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿	47
第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画策定の経緯	48



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国の障がい者福祉は、平成18年の「障害者の権利に関する条約〈注1〉」国連採択を機に、同条約の締結に向けた歩みをすすめてきました。

平成23年7月に成立した改正障害者基本法においては、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として掲げるとともに、「障がい者が日常生活や社会生活を営む上での社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」について規定されており、これが今日の我が国における障がい者福祉の基本的な考え方となっています。

その後、障害者基本法改正の流れを受けてさらなる法整備がすすめられた結果、我が国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」の締結国となり、同年2月から同条約が我が国において効力を発することとなりました。

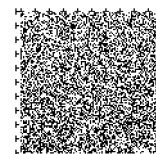
障がい福祉計画の法的根拠となっていた障害者自立支援法についても、障害者基本法の理念を土台として改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として平成25年度から施行されました。同法では、それまで制度の谷間となっていた難病患者が支援の対象として位置づけられるとともに、知的障がい者や精神障がい者の特性に配慮した障がい支援区分〈注2〉の導入等の改正が行われました。

平成28年6月には、平成30年度から施行となる障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

このような理念を踏まえ、飯塚市における障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とし、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するものです。

〈注1〉「障害者の権利に関する条約」：障がいのある人の基本的人権の享有を確保すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際的原則。平成18年12月13日に第61回国連総会において採択された。略して「障害者権利条約」ともいう。

〈注2〉「障がい支援区分」：障がいの特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合を総合的に示すもの。軽度の「区分1」から最重度の「区分6」までの6段階から成り、利用するサービスの種類や量を決定する目安となる。



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、厚生労働省の基本指針に沿って本市における今後の障がい福祉サービスならびに地域生活支援事業の必要見込量や見込量確保のための方策、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行、障がい児支援の提供体制に関する成果目標を定めるものです。

本計画は、市の最上位計画である『飯塚市総合計画』をはじめ、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定している『飯塚市障がい者計画』等、市の関連計画及び国、福岡県の関連計画との整合を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間とします。なお、国の指針や計画の進捗状況等により、計画期間中に見直しを行う場合もあります。

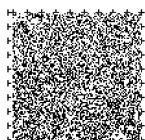
<計画の期間>

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障がい福祉計画	第3期 障がい福祉計画		第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画 第1期 障がい児福祉計画			第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画			
障がい者計画	第2期 障がい者計画		第3期 障がい者計画									

4 計画の策定体制

市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等 15 名で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において、策定内容に関する検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取しました。

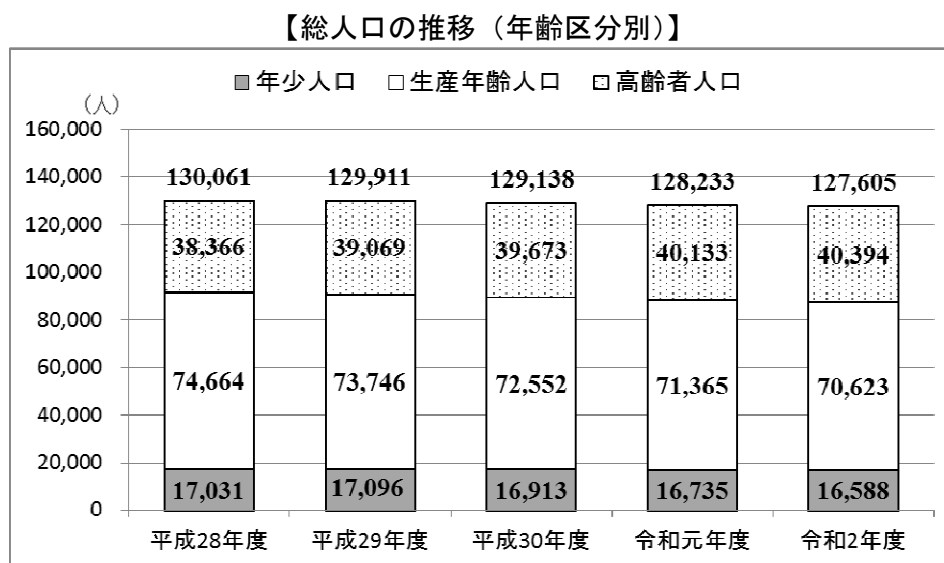


第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和2年9月末現在で127,605人であり、年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。



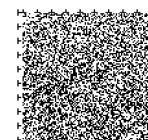
資料) 市民課（住民基本台帳：外国人を含む。各年度9月30日現在）

(2) 世帯数の推移

本市の総世帯数は令和2年9月末現在で62,651世帯であり、増加傾向にあります。世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人数は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数	61,394	61,982	62,218	62,386	62,651
一世帯あたり 人数(人)	2.12	2.10	2.08	2.06	2.04

資料) 市民課（各年度9月30日現在）



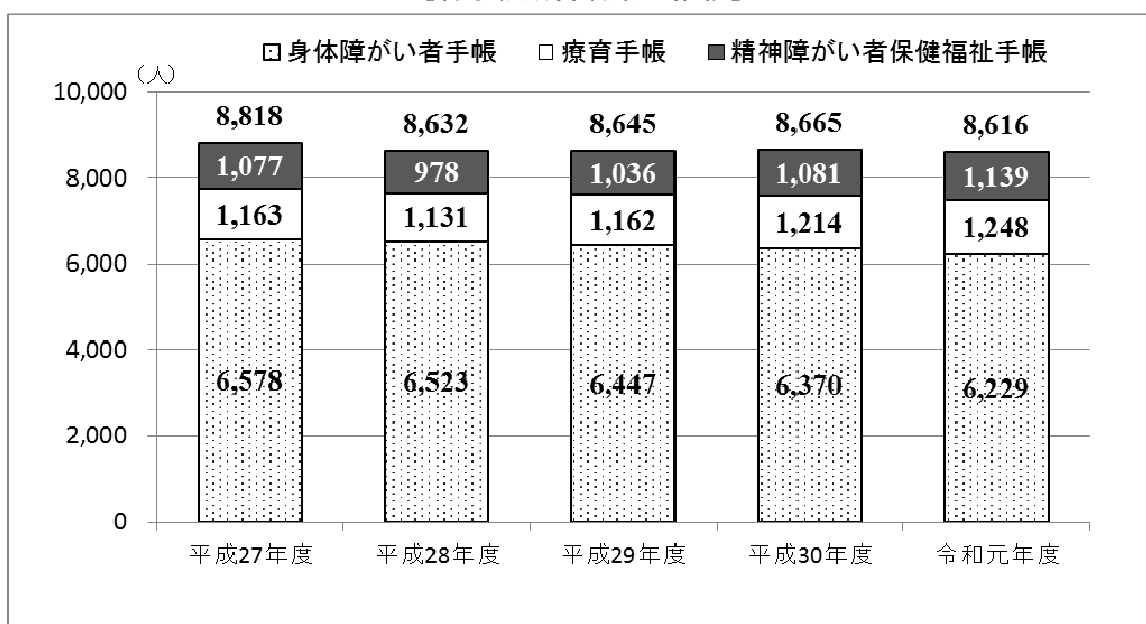
2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

令和元年度末現在、障がい者手帳所持者は8,616人(身体障がい者手帳所持者:6,229人、療育手帳所持者:1,248人、精神障がい者保健福祉手帳所持者:1,139人)となっています。

手帳所持率(総人口127,557名に占める手帳所持者の割合)は、令和元年度末現在、3障がい全体で、6.8%となっています。

【各手帳所持者数の推移】



注：2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している。(合計は重複所持者数を含む。)

資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)



(2) 障がい者のいる世帯の状況

令和2年10月末現在、障がい者のいる世帯数は各手帳所持者で7,700世帯、自立支援医療（精神通院）利用者で1,576世帯となっております。

このうち、障がい者だけで構成されている世帯が約5割を占めており、自立支援医療（精神通院）利用者の単身世帯の数が増加傾向にあります。

【障がい者のいる世帯数】

			障がい者のいる世帯数				
			うち障がい者だけの世帯数				計
			計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
各手帳 所持者	平成26年 10月	世帯数	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比	100.0%	40.8%	38.0%	2.7%	0.1%
	平成29年 10月	世帯数	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比	100.0%	44.2%	41.3%	2.8%	0.1%
	令和2年 10月	世帯数	7,700	3,525	3,288	222	15
		構成比	100.0%	45.8%	42.7%	2.9%	0.2%
自立支援 医療 (精神通院) 利用者	平成26年 10月	世帯数	1,496	634	602	30	2
		構成比	100.0%	42.3%	40.2%	2.0%	0.1%
	平成29年 10月	世帯数	1,622	716	660	48	8
		構成比	100.0%	44.1%	40.7%	3.0%	0.5%
	令和2年 10月	世帯数	1,576	802	720	72	10
		構成比	100%	50.9%	45.7%	4.6%	0.6%

資料) 社会・障がい者福祉課



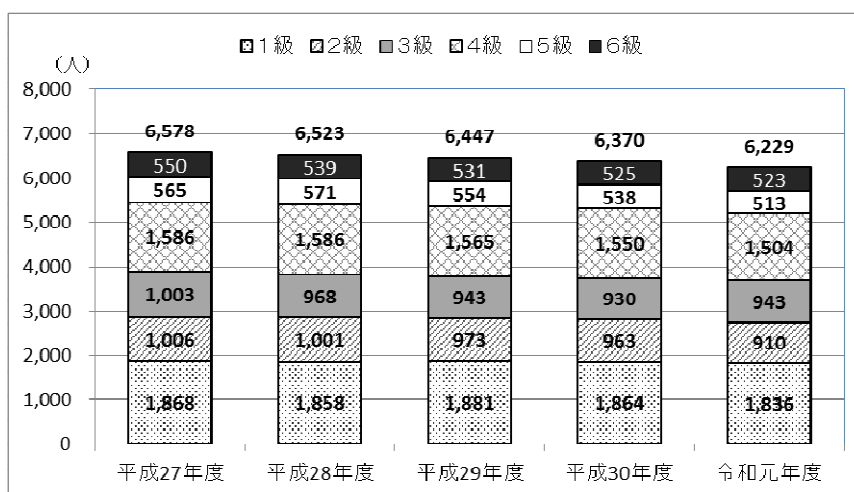
(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数を障がい等級別にみると、最も重度とされる1級が最も多く、令和元年度では、1級・2級が全体の44.1%を占めており、3級・4級が39.3%となっています。

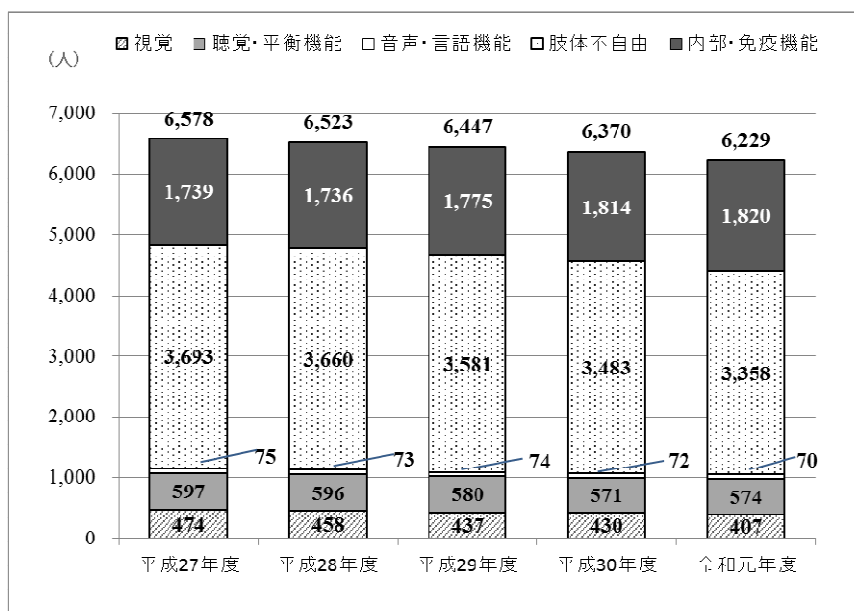
障がいの種類別にみると、肢体不自由や内部・免疫機能障がいが多く、令和元年度では全体の83.1%を占めています。

手帳所持者の年齢区分については、65歳以上の割合が他の年齢区分に比べて大きく上回っているのが特徴です。

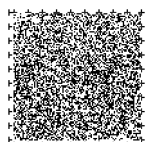
【身体障がい者手帳所持者数の推移①（等級別）】



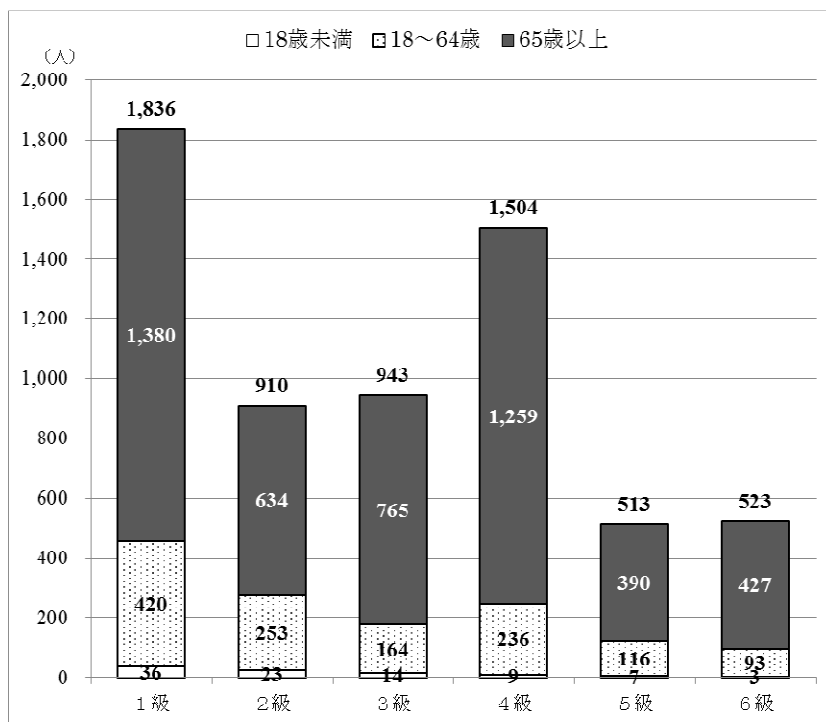
【身体障がい者手帳所持者数の推移②（障がい種類別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)



【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】



資料) 社会・障がい者福祉課 (令和2年3月31日現在)

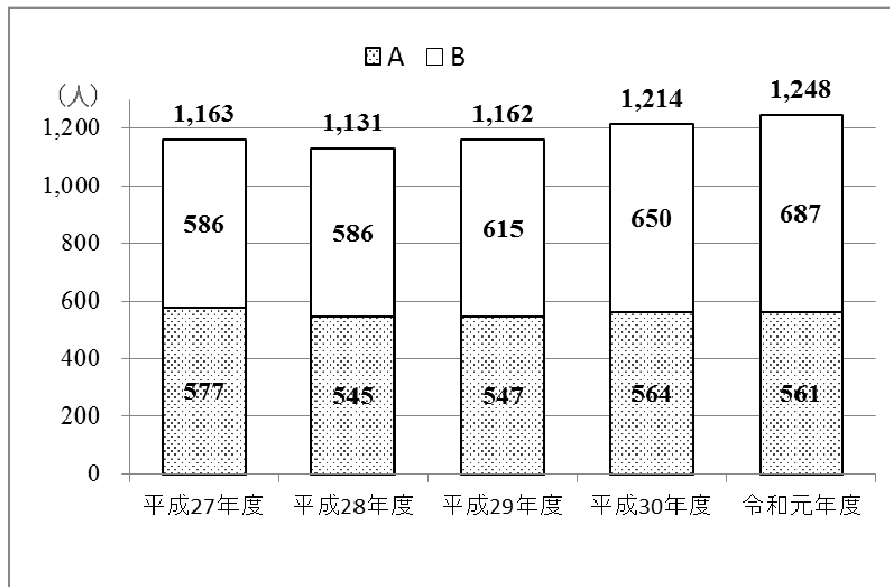


(4) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数を等級別にみると、平成27年度以後、A判定（概ねIQ35以下）に比べB判定（概ねIQ36～75）の占める割合が高くなっています。

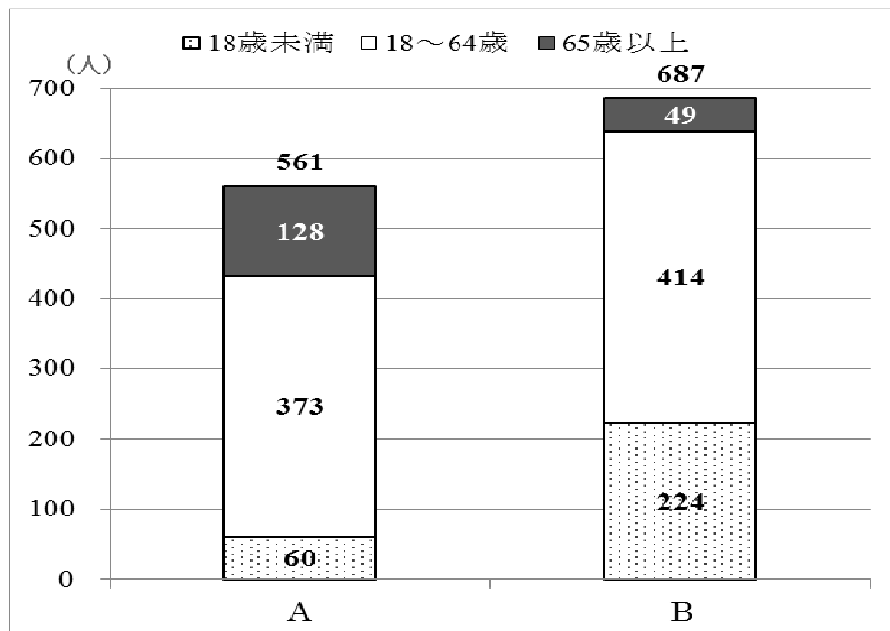
手帳所持者の年齢区分については、18歳以上64歳以下の割合が最も高くなっています。

【療育手帳所持者数の推移（等級別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】



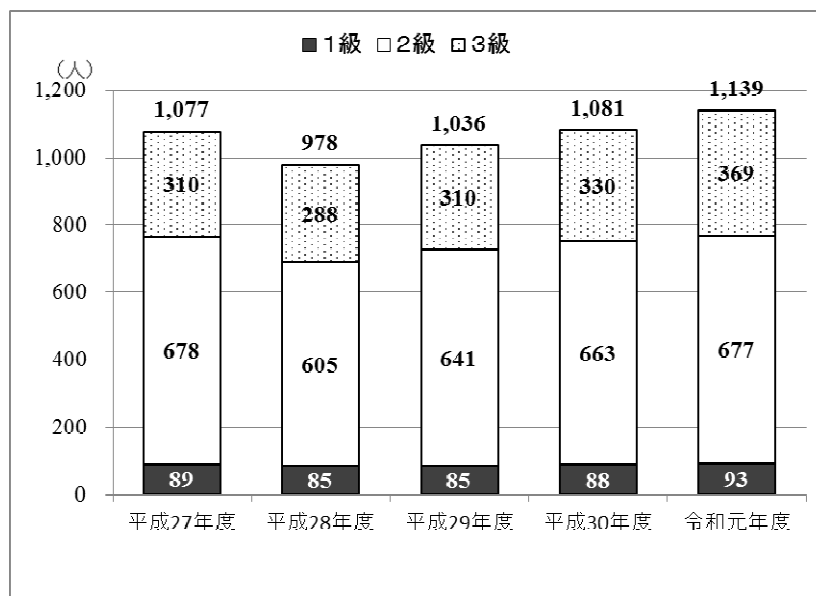
資料) 社会・障がい者福祉課 (令和2年3月31日現在)



(5) 精神障がい者の状況

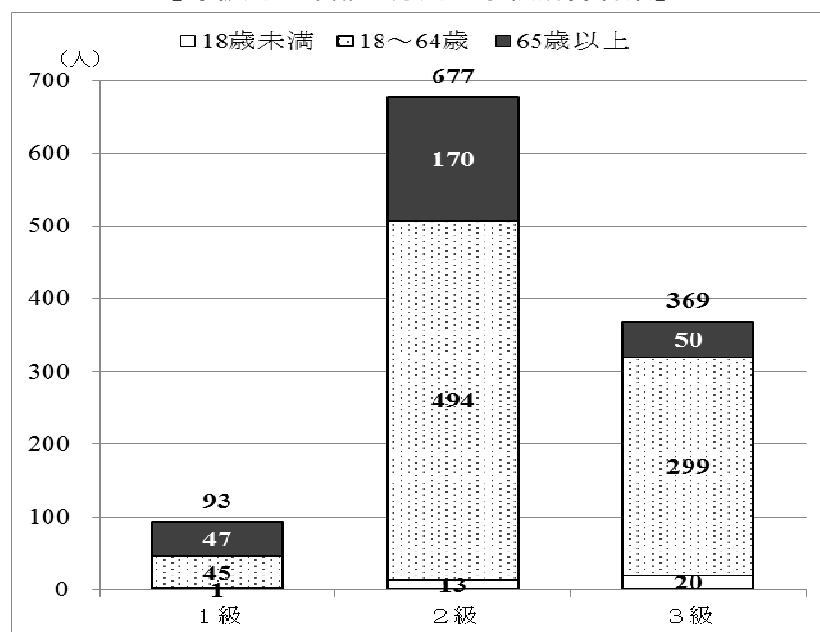
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在で 1,139 人となっています。手帳所持者の年齢区分については、18 歳以上 64 歳以下の割合が最も高くなっています。また、自立支援医療（精神通院）利用者数は、令和元年度末現在で 2,038 人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】

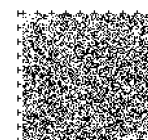


資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度 3 月 31 日現在)

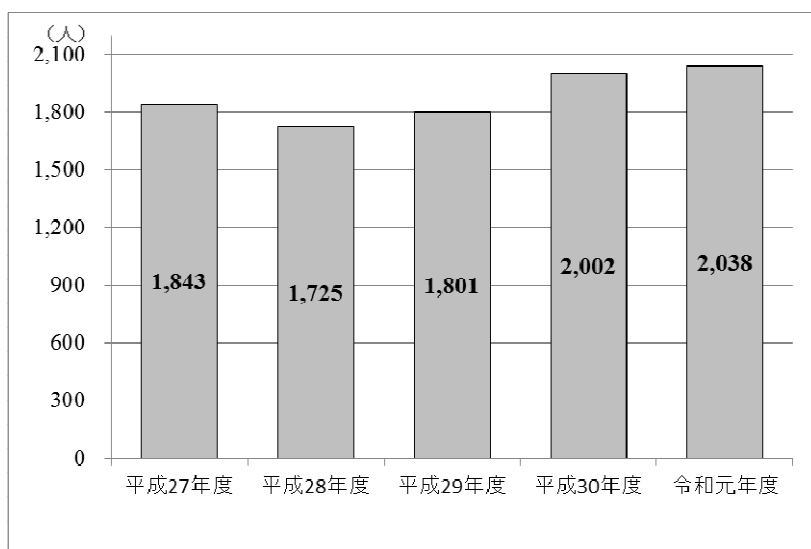
【等級別・年齢区分別の手帳所持者数】



資料) 社会・障がい者福祉課 (令和 2 年 3 月 31 日現在)



【自立支援医療（精神通院）利用者数の推移】



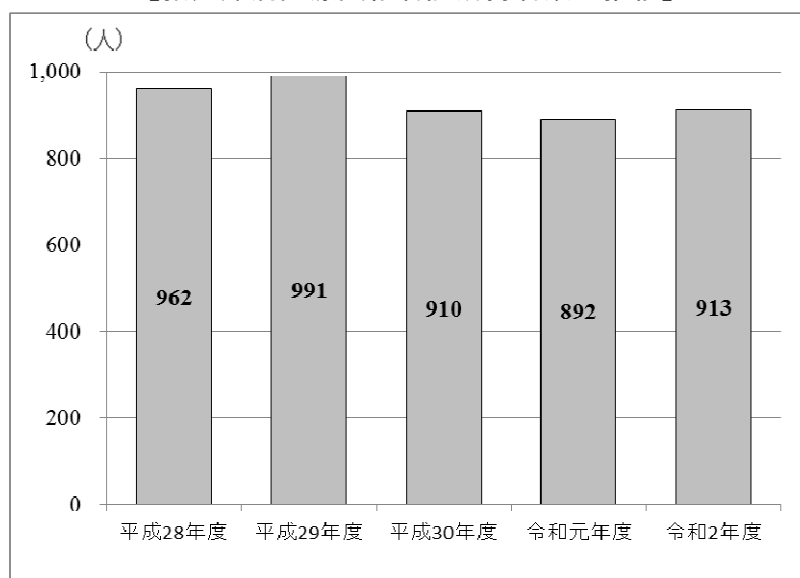
資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

(6) 難病患者の状況

平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の人も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれました。難病のうち、難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）の人については、令和2年度で913人となっています。

※指定難病の対象疾病は、平成27年1月から110疾病、同年7月から306疾病、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病と拡大され、障害者総合支援法の対象疾病は、平成25年4月から130疾病、平成27年1月から151疾病、同年7月から332疾病、平成29年4月から358疾病、平成30年4月から359疾病、令和元年7月から361疾病と拡大されています。

【指定難病医療受給者証所持者数の推移】



資料) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 (各年度4月1日現在)



(7) 障がい児の状況

①保育の状況

市内の保育所〈※〉に在籍している障がい児（障がい者手帳を所持している児童）数は令和元年度末現在で6人となっています。

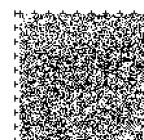
【保育所における障がい児の在籍状況】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在籍児童数	1 歳未満	901	911	971	911	882
	2 歳	565	562	561	610	549
	3 歳	592	587	600	603	605
	4 歳	588	601	598	629	592
	5 歳	601	599	592	615	605
	合 計	3, 247	3, 260	3, 322	3, 368	3, 233
在籍障がい児数	1 歳未満	0	0	0	0	0
	2 歳	0	1	1	0	0
	3 歳	4	1	1	1	1
	4 歳	2	8	7	2	4
	5 歳	2	5	6	2	1
	合 計	8	15	15	5	6
加配保育士数 (公立)	1 歳未満	0	0	1	1	2
	2 歳	0	0	2	2	0
	3 歳	1	2	4	3	3
	4 歳	5	3	5	4	5
	5 歳	7	3	3	5	5
	合 計	13	8	15	15	15

資料) 子育て支援課 (各年度 3 月 31 日現在)

※この表では、公立保育所・こども園 (保育部)、私立保育園・こども園 (保育部) の数を集計しています。



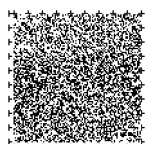
②就学等の状況

市内の小・中学校における各種特別支援学級〈注3〉に在籍している児童・生徒数の合計は、令和2年5月1日現在で小学校：250人、中学校：107人となっており、児童・生徒数とも全体的に増加しています。また、通級指導〈注4〉教室に在籍している児童・生徒数の合計も、小学校：45人、中学校：18人となっており、児童・生徒数とも増加しています。

放課後児童クラブ〈注5〉については、在籍障がい児数に大きな変動はありません。

【特別支援学級の状況】

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
小学校	設置校数(校)	21	19	18	18	18	
	学級数 (学級)	肢体不自由	1	2	3	4	4
		知的障がい	24	25	23	28	26
		自閉症・情緒障がい	13	12	16	19	22
		病弱	1	1	1	0	0
		弱視	—	1	1	1	1
		難聴	—	1	2	2	2
	合計	39	42	46	54	55	
	児童数 (人)	肢体不自由	1	2	4	6	6
		知的障がい	113	120	113	129	140
		自閉症・情緒障がい	48	55	66	83	101
		病弱	1	1	1	0	0
		弱視	—	1	1	1	1
難聴		—	1	2	2	2	
合計	163	180	187	221	250		
中学校	設置校数	10	10	10	10	10	
	学級数 (学級)	肢体不自由	2	2	2	0	0
		知的障がい	10	10	10	11	12
		自閉症・情緒障がい	7	7	9	10	12
	合計	19	19	21	21	24	
	生徒数 (人)	肢体不自由	3	4	3	0	0
		知的障がい	37	42	47	57	61
		自閉症・情緒障がい	17	18	26	28	46
合計		57	64	76	85	107	



【通級指導教室の状況】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	設置校数 (校)	2	2	2	2	2
	教室数 (教室)	2	3	3	3	3
	通級指導に係る児童数 (人)	31	29	47	42	45
中学校	設置校数 (校)	1	1	1	1	1
	教室数 (教室)	1	1	1	1	1
	通級指導に係る生徒数 (人)	5	5	6	7	18

資料) 学校教育課 (各年度 5 月 1 日現在)

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】 (単位: 人)

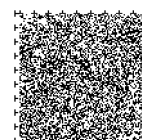
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在籍児童数	1 年生	550	543	591	630	607
	2 年生	490	480	543	578	602
	3 年生	443	395	423	455	469
	4 年生	244	281	267	315	318
	5 年生	111	111	148	159	191
	6 年生	55	48	60	78	86
	合計	1,893	1,858	2,032	2,215	2,273
在籍障がい児数	1 年生	4	1	6	6	3
	2 年生	6	4	7	11	9
	3 年生	5	8	6	10	6
	4 年生	11	4	3	4	6
	5 年生	7	6	3	3	4
	6 年生	2	4	5	3	3
	合計	35	27	30	37	31

資料) 学校教育課 (各年度 4 月 1 日現在)

〈注 3〉「特別支援学級」: 障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を行うことを目的として小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級

〈注 4〉「通級指導」: 小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、通常学級とは別に設置された教室において、障がいの状態に応じた特別の指導を行うこと。

〈注 5〉「放課後児童クラブ」: 保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ることを目的として、放課後の遊びや生活の場を提供するもの。



(8) 発達障がい等の相談支援の状況

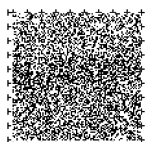
飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談（乳幼児育成指導事業）において、発達の面で気になる点があったことなどにより個別相談を行った児童数は令和元年度は121人となっています。

また、障がいに関する相談窓口として設置している「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）」（36ページ参照）において受け付けた相談のうち、発達障がいに関する相談件数は、令和元年度は164件となっています。

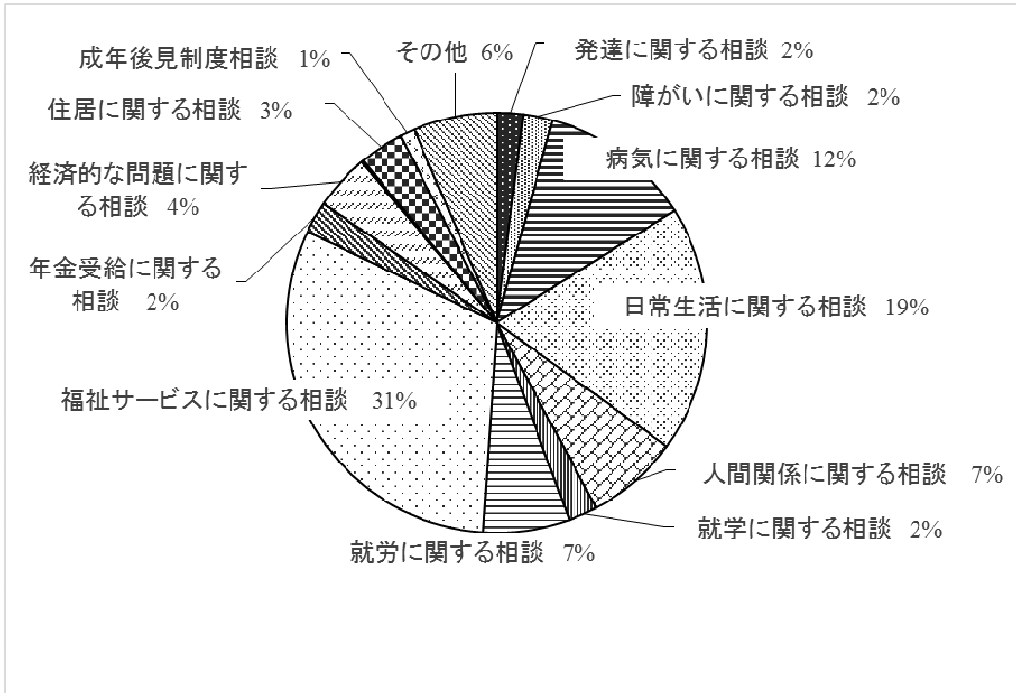
【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数の推移】（単位：人）

年齢	個別相談後の対応	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
3歳 未満児	療育関連施設への紹介	0	0	5	2	6
	就学支援	—	—	0	0	0
	継続フォロー（見守り）	0	4	7	12	11
	その他のアドバイス等	0	0	0	1	2
	計	0	4	12	15	19
3歳児 （年度中に 4歳到達）	療育関連施設への紹介	1	4	8	5	5
	就学支援	—	—	0	1	0
	継続フォロー（見守り）	11	13	12	21	17
	その他のアドバイス等	0	0	3	3	3
	計	12	17	23	30	25
4歳児 （年度中に 5歳到達）	療育関連施設への紹介	5	5	5	4	4
	就学支援	—	1	6	4	4
	継続フォロー（見守り）	22	16	21	21	17
	その他のアドバイス等	0	1	1	2	4
	計	27	23	33	31	29
5歳児 （年度中に 6歳到達）	療育関連施設への紹介	2	0	0	1	1
	就学支援	26	27	38	48	38
	継続フォロー（見守り）	12	3	4	15	5
	その他のアドバイス等	1	0	1	1	4
	計	41	30	43	65	48
合 計		80	74	111	141	121

資料) 健幸・スポーツ課（各年度実績）

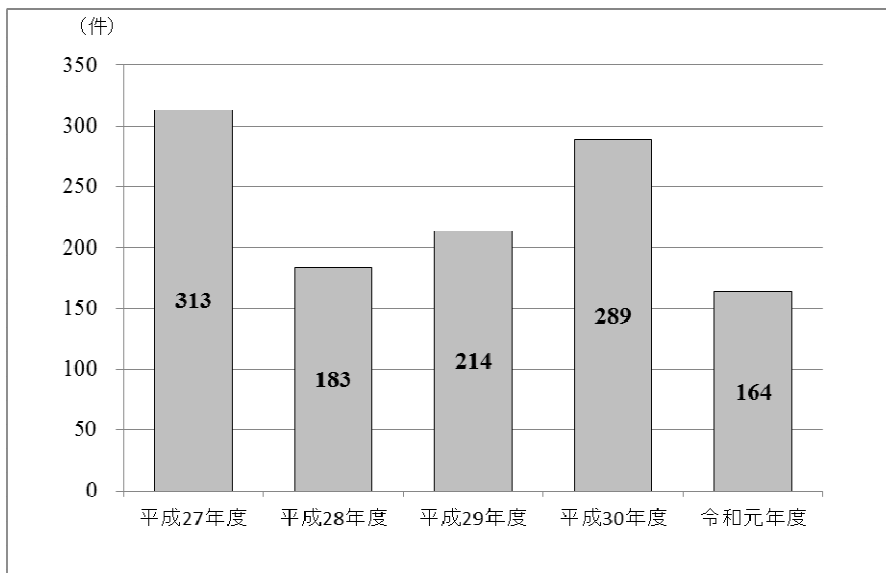


【基幹相談支援センターにおける相談内容内訳】



資料) 社会・障がい者福祉課 (令和元年度実績)

【基幹相談支援センターにおける発達障がいに関する相談件数の推移】



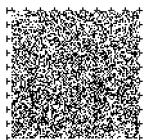
資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度実績)

〈注〉平成28年度以前は障がい者生活支援センターにおける実績



3 障がい福祉サービス等の体系

サービスの体系	サービスの種類	
	具体的なサービス・事業	
障がい福祉サービス及び相談支援	1 訪問系サービス	
	①居宅介護	②重度訪問介護
	③同行援護	④行動援護
	⑤重度障がい者等包括支援	
	2 日中活動系サービス	
	①生活介護	②自立訓練（機能訓練）
	③自立訓練（生活訓練）	④就労移行支援
	⑤就労継続支援（A型）	⑥就労継続支援（B型）
	⑦就労定着支援	⑧療養介護
	⑨福祉型短期入所	⑩医療型短期入所
	3 居住系サービス	
	①自立生活援助	②共同生活援助（グループホーム）
	③施設入所支援	
	4 相談支援	
	①地域移行支援	②地域定着支援
	③計画相談支援	
障がいのある児童へのサービス及び相談支援	1 通所支援	
	①児童発達支援	②放課後等デイサービス
	③保育所等訪問支援	④居宅訪問型児童発達支援
	⑤医療型児童発達支援	
	2 相談支援	
	①障がい児相談支援	
地域生活支援事業	1 必須事業	
	①理解促進研修・啓発事業	②自発的活動支援事業
	③相談支援事業	④成年後見制度利用支援事業
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	⑥意思疎通支援事業
	⑦手話奉仕員養成研修事業	⑧日常生活用具給付等事業
	⑨移動支援事業	⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	
	①訪問入浴サービス事業	②日中一時支援事業
	③点字・声の広報等発行事業	④レクリエーション活動等支援
	⑤巡回支援専門員整備	



第3章 令和5年度に向けた成果目標

障がい者・障がい児の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 国の指針（目標値設定にあたっての指針）

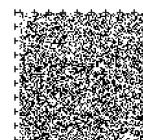
① 福祉施設入所者数の減少	令和5年度末の福祉施設入所者（※1）数を令和元年度末時点の人数から1.6%以上削減することを基本とする。
② 地域生活への移行	令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行（※2）することとする。

※1）福祉施設入所者：障がい福祉サービスのうち「施設入所支援」を利用している人

※2）地域生活への移行：自宅やグループホーム（共同生活援助事業所）等に生活の場所を移すこと。

(2) 本市における成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	231人	(A)
【目標値①】 入所者数の削減見込み	4人	国の指針を踏まえ、令和元年度末時点の人数(A)から1.6%削減することを目標とします。 (B) : (A) × 1.6%
【目標値②】 地域生活への移行者数	14人	国の指針を踏まえ、令和元年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
令和5年度末の施設入所者数 (見込)	227人	(A) - (B)



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行を進めていくためには、市町村を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが、国の基本指針において示されています。

(2) 地域包括ケアシステム構築に係る指標

	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	回	—	—	1	5	5	5
	人	—	—	16	48	48	48
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	—	—	—	4	4	4
	回	—	—	—	1	1	1

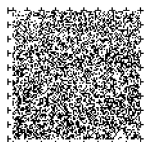
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 基本的な考え方

障がい者が地域で暮らしていくうえでの安心感を確保し、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制として、「地域生活支援の拠点等」の機能をさらに強化する必要があることが、国の基本指針において示されています。

(2) 「地域生活支援拠点等」に期待される機能

- ①地域生活への移行や親元からの自立に関する相談の受付
- ②一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会・場の提供
- ③緊急時の受入対応体制の確保



- ④人材の確保・養成等による専門性の確保
- ⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくり

(3) 国の指針（目標値設定にあたっての指針）

機能の充実に関する指針	令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
-------------	---

(4) 本市における成果目標

国の指針を踏まえ、令和 5 年度末までの間、市内または圏域内に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

本市としては、嘉麻市、桂川町の関係者をはじめ、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（以下「自立支援ネットワーク」という。）の場を用いて、障がい福祉サービス事業所等の関係機関を含めた協議を行うことにより、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実に努めます。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 国の指針（目標値設定にあたっての指針）

① 令和 5 年度の年間一般就労移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（※3）を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者（※4）の数について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
② 令和 5 年度における就労定着支援事業利用者数	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
③ 就労定着支援事業による職場定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

※3）就労移行支援事業等：障がい福祉サービスのうち「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援 A 型・B 型」

※4）一般就労に移行する者：企業等に就職した人（就労継続支援 A 型利用者を除く）、在宅就労した人及び自ら起業した人



(2) 本市における成果目標

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	17人	(A)
【目標値①-1】 令和5年度の年間一般就労移行者数	22人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(A)の1.27倍以上とすることを目標とします。 (A) × 1.27
就労移行支援事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	10人	(B)
【目標値①-2】 就労移行支援事業を通じた令和5年度の年間一般就労移行者数	13人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(B)の1.30倍以上とすることを目標とします。 (B) × 1.30
就労継続支援A型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	2人	(C)
【目標値①-3】 就労継続支援A型事業を通じた令和5年度の年間一般就労移行者数	3人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(C)の1.26倍以上とすることを目標とします。 (C) × 1.26
就労継続支援B型事業を通じた令和元年度の年間一般就労移行者数（基準値）	3人	(D)
【目標値①-3】 就労継続支援B型事業を通じた令和5年度の年間一般就労移行者数	4人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(D)の1.23倍以上とすることを目標とします。 (D) × 1.23
【目標値②】 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者数	15人	国の指針を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(A)の1.27倍の7割とすることを目標とします。 (A) × 1.27 × 0.7
【目標値③】 就労定着支援事業による職場定着率	70.0%	国の指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。



5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

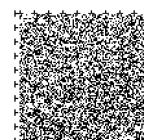
障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図ることにより、地域支援体制の構築を行う必要があります。

これを踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の実現のため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが、国の基本指針において示されています。

(2) 国の指針（目標値設定にあたっての指針）

① 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（圏域での設置可）
② 保育所等訪問支援の充実	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン ※5）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（圏域での確保可）
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（都道府県が関与した上での圏域での設置可）

※5) インクルージョン：平成26年7月に厚生労働省の「障害児支援の在り方に関する検討会」による「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」において、「「地域社会への参加・包容（インクルージョン）」の用語は、地域社会において、全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを表すものとしている。」と明記されている。



(3) 本市における成果目標

① 児童発達支援センターの設置

本市においては、2つの児童発達支援センターが設置されています。

- ・児童発達支援センター こどもの森（社会福祉法人 佐与福祉会）
- ・まどか園（社会福祉法人 穂波学園）

児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を持ち地域における中核的な支援施設としての位置づけが重要視されています。本市でも、嘉麻市、桂川町と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関等との連携を働きかけ、圏域における障がい児通所支援の体制整備の充実を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援は、平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により創設された支援であり、平成30年度からは、訪問支援の対象が従来の保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に加えて、乳児院や児童養護施設に拡大されました。

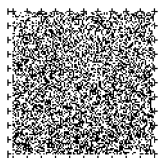
本市では、自立支援ネットワークの場を活用するなどして地域の支援のニーズを把握するとともに、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障がい児入所施設等が付加機能として実施することも考えられることから、同事業の立ち上げについて積極的に関与していきます。また、訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などに対して事業の趣旨を説明し、協力を求めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めます。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けることができるように、嘉麻市、桂川町と連携し、地域における課題の整理やネットワークの構築などを行うことで、支援体制の充実を図ります。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、平成29年度に自立支援ネットワークによる医療的ケアを必要とする方の地域支援に関する専門部会を設置し、地域の課題の解決を目的とした協議を行ってきました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体



制の整備について協議を行うとともに、障がい児相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

項目	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
市内の相談支援事業所におけるコーディネーターの配置人数	人	—	8	8	9	10	11

6 相談支援体制の充実・強化等

（1）国の指針（目標値設定にあたっての指針）

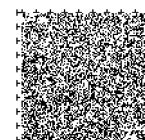
相談支援体制の充実・強化	令和5年度末までに各市町村または各圏域において、次表に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------------	--

項目	内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

（2）本市における成果目標

国の指針を踏まえ、令和5年度末までに、市内または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

これらの取組の実施に当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うものとし、嘉麻市、桂川町、基幹相談支援センターと協議を進めます。



(3) 相談支援体制の充実・強化に係る指標

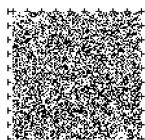
項目	内容	単位	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有/無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	500	500	500
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	人	40	40	40
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとするサービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市町村の職員には、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとするサービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要であることが、国の基本指針において示されています。



(2) 国の指針（目標値設定にあたっての指針）

令和5年度末までに、次に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加
②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

(3) 本市における成果目標

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

本市では、福岡県が実施する研修をはじめ、関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努めます。年間で10名以上の参加を見込みます。

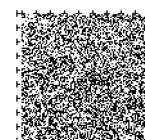
②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

本市では、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、嘉麻市・桂川町との情報共有を行います。その分析結果をもとに圏域内の事業所向け説明会を実施することで、事業所運営の適正化を図ります。

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の

構築に係る指標

項目	内容	単位	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	10	10	10
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有/無	有	有	有
		回	1	1	1



第4章 障がい福祉サービス及び相談支援

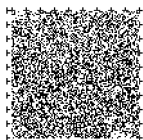
障害者総合支援法に基づき、障がいの種別等にかかわらず、支援を必要とする人が適切な障がい福祉サービスを利用できるようサービスの周知を図りながら、適正に支給決定を行います。

1 障がい福祉サービスの必要量見込み

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介助など、本人が外出する際の援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介助など、行動する際の援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。



【サービスの必要見込量】

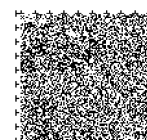
過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
居宅介護	時間（／月）	4,625	4,658	4,789	4,836	4,884	4,933
	人（／月）	271	281	284	287	289	292
重度訪問介護	時間（／月）	123	192	157	157	157	157
	人（／月）	1	3	2	2	2	2
同行援護	時間（／月）	417	428	503	536	572	610
	人（／月）	43	47	50	53	57	61
行動援護	時間（／月）	40	41	42	42	42	42
	人（／月）	3	3	3	3	3	3
重度障がい者等包括支援	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0

（2）日中活動系サービス

【サービスの概要】

生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

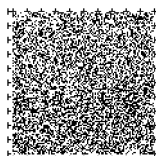


就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談および助言などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの支援を行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

【サービスの必要見込量】

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。また、就労定着支援事業については、国による成果目標設定に係る基本指針に沿って見込量を算出しています。(20 ページ参照)

サービス名	単位	第5期			第6期(見込み)		
		実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日(／月)	9,434	9,328	9,420	9,430	9,441	9,452
	人(／月)	464	460	461	461	462	462
自立訓練(機能訓練)	人日(／月)	2	27	5	5	5	5
	人(／月)	1	2	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日(／月)	513	552	589	600	611	623
	人(／月)	32	37	38	38	39	40
就労移行支援	人日(／月)	880	993	920	920	920	920
	人(／月)	47	50	48	48	48	48



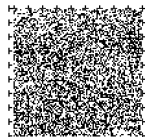
サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度			
就労継続支援（A型）	人日（／月）	1,820	2,130	2,424	2,854	3,416	4,150
	人（／月）	90	103	119	140	168	204
就労継続支援（B型）	人日（／月）	5,424	5,988	6,278	6,604	6,959	7,348
	人（／月）	283	313	329	346	364	385
就労定着支援	人（／月）	5	6	8	11	13	15

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度			
療養介護	人（／月）	26	26	26	26	26	26
短期入所（福祉型）	人日（／月）	277	263	299	299	299	299
	人（／月）	40	33	38	38	38	38
短期入所（医療型）	人日（／月）	30	29	29	29	29	29
	人（／月）	7	6	6	6	6	6

（3）居住系サービス

【サービスの概要】

自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。



【サービスの必要見込量】

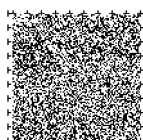
共同生活援助については、過去の利用実績等に基づき、サービスの見込量を算出しています。また、自立生活援助及び施設入所支援については、国による成果目標設定に係る基本指針に沿ってサービスの見込量を算出しています。（17 ページ参照）

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
自立生活援助	人（／月）	0	0	3	3	4	4
精神障がい者の自立生活援助	人（／月）	0	0	1	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人（／月）	223	242	262	282	303	324
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	人（／月）	—	—	115	124	133	142
施設入所支援	人（／月）	235	231	230	229	228	227

2 相談支援の必要量見込み

【サービスの概要】

地域移行支援	障がい者支援施設等に入所もしくは精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。



【サービスの必要見込量】

地域移行支援、地域定着支援については、利用実績がないことから、今後地域移行を進めていくうえでの見込量を算出しています。また、計画相談支援については、過去の利用実績等に基づき、見込量を算出しています。

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
地域移行支援	人（／年）	0	0	1	2	3	4
精神障がい者の地域移行支援	人（／年）	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人（／年）	0	0	1	2	3	4
精神障がい者の地域定着支援	人（／年）	0	0	0	0	1	1
計画相談支援	人（／年）	1,308	1,384	1,454	1,523	1,593	1,663

3 必要な見込量の確保のための方策

（1）障がい福祉サービス

○福岡県や周辺自治体と連携して、民間事業者には施設整備等に関する情報提供を行いながら圏域におけるサービス基盤の整備を図ることによって、計画期間に必要と見込まれるサービス量の確保を図ります。

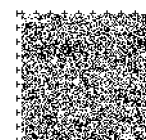
○自立支援ネットワークでの意見等も踏まえながら、サービス提供事業者と意見交換会等を行うことで、地域のニーズの把握や課題の抽出を行い、サービス量及び質の確保に取り組みます。

（2）相談支援

○圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所（指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。

○地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談業務を実施し、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との連携を行います。

○自立支援ネットワークによる相談支援部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、相談支援事業所の質の向上に取り組みます。



第5章 障がいのある児童への通所サービス及び相談支援

関係機関と連携して障がいの早期発見につなげるとともに、児童福祉法に基づく各種サービスの周知を図りながら適正に支給決定を行います。

1 障がい児通所支援の必要量見込み

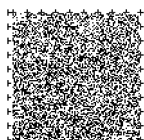
【サービスの概要】

児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対して、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での指導の必要性が認められる就学前の児童に対して「児童発達支援」と同様の指導や訓練等を行うとともに、児童の身体の状態により治療も行います。

【サービスの必要見込量】

過去の利用実績や障がい児数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
児童発達支援	人日（／月）	1,866	1,997	2,263	2,467	2,693	2,943
	人（／月）	147	163	177	193	211	231
放課後等デイサービス	人日（／月）	3,379	3,894	4,322	4,905	5,596	6,417
	人（／月）	241	272	307	348	398	456



サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度			
保育所等訪問支援	人日（／月）	0	0	3	6	9	12
	人（／月）	0	0	1	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人日（／月）	0	0	5	10	15	20
	人（／月）	0	0	1	2	3	4
医療型児童発達支援	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0

2 相談支援の必要量見込み

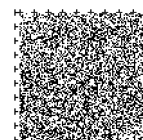
【サービスの概要】

障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用申請に伴い、その児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「障がい児支援利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。
----------	---

【サービスの必要見込量】

全ての障がい児通所支援利用者に適用することを前提に、過去の利用実績等に基づき見込量を算出しています。

サービス名	単位	第5期			第6期（見込み）		
		実績		見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度			
障がい児相談支援	人（／年）	443	521	594	666	739	812



3 必要な見込量の確保のための方策

(1) 障がい児通所支援

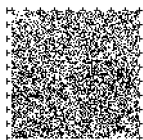
○自立支援ネットワークでの意見等も踏まえながら、サービス提供事業者と意見交換会等を行うことで、地域のニーズの把握や課題の抽出を行い、サービス量及び質の確保に取り組めます。

(2) 相談支援

○圏域内の民間事業者に対して指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。

○地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談業務を実施し、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障がい児やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との連携を行います。

○自立支援ネットワークによる相談支援部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、指定障がい児相談支援事業所の質の向上に取り組めます。



第6章 地域生活支援事業等

障害者総合支援法第 77 条に規定されている地域生活支援事業は、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき、市町村が主体となって実施する事業です。

障がいのある人がその能力を十分に発揮しながら自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本市では以下の事業を実施します。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

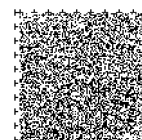
障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

(3) 相談支援事業

障がい者相談支援事業	障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。本市では、相談支援専門員を配置した基幹相談支援センターにおいて本事業を行っており、引き続き嘉麻市、桂川町との共同運営により 2 市 1 町広域で相談支援体制を整備します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することなどにより、地域の相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。 本市においては 4 か所の障がい者生活支援センターに相談支援事業を委託し、基幹相談支援センターにおいて本事業を行っています。また、1 か所の障がい者生活支援センターに、児童の発達障がい等への対応に関する専門職を配置する形で本事業を実施しています。



住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行うものです。
---------------------	---

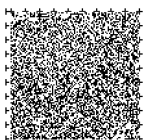
■ 基幹相談支援センター等の設置状況（令和2年度現在） ■

<p>●飯塚市忠隈 523 番地 穂波庁舎 3 階</p> <p>【委託法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 嘉飯山ネット BASARA ・ 社会福祉法人 和光会 ・ 社会福祉法人 翼会 <p>●飯塚市口原 1061 番地 6（穎田病院横）</p> <p>【委託法人】</p> <p>※調整中</p>

（4）成年後見制度〈※6〉利用支援事業

障がい福祉サービスの利用や財産の管理などを行うにあたり、判断能力が不十分な知的障がい者または精神障がい者に対して成年後見制度の利用に係る費用（申立てに要する登記手数料や鑑定費用、後見人等への報酬など）を助成することによって、これらの障がい者の権利擁護を図る事業です。

※6 「成年後見制度」：認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利な契約を結んだりすることのないよう、代理人として選任された人（後見人、保佐人等）が本人の判断能力を補い保護する制度。幅広い後見事務に対応できる専門的知識・体制を備えた法人が後見人を務めることを法人後見という。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見の実施を予定している団体を対象とした研修会の実施などを通じて後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対する手話通訳者等の派遣や、行政窓口における手話通訳者の設置等により、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

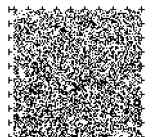
手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

(8) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して以下のような日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。

■ 日常生活用具給付等事業の概要 ■

種類	内容
介護・訓練用具	障がい者・障がい児の身体介護を支援する用具や、障がい児の訓練に用いる用具（特殊寝台、移動用リフト、訓練用いす等）
自立生活支援用具	障がい者・障がい児の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具（入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等）
在宅療養等支援用具	障がい者・障がい児の在宅療養等を支援する用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計等）
情報・意思疎通支援用具	障がい者・障がい児の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具（拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等）
排泄管理支援用具	障がい者・障がい児の排泄管理を支援する衛生用品（ストーマ装具、紙おむつ等）
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がい者・障がい児の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。（手すり、段差解消等）



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人（障がい福祉サービスである「同行援護」の対象となる重度の視覚障がい者を除く）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

マンツーマンでの支援（個別支援型）と、グループ活動等の複数人数に対する同時支援（グループ支援型）があります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいの程度や内容により、障がい福祉サービスの利用にはなじまない人を主な対象として、書道や絵画、スポーツ・レクリエーション、調理などの創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の活動を行う「地域活動支援センター」において、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することによってセンターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類があり、本市においてはⅠ型のセンターを引き続き嘉麻市、桂川町と共同で設置して、機能強化に取り組みます。

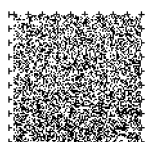
■ 地域活動支援センターの概要 ■

種類	内容
Ⅰ型	○基礎的事業（※）に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ○相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とする。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
Ⅲ型	○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られていた小規模作業所等から移行したもの。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の事業を「基礎的事業」として実施する。

■ 地域活動支援センターの設置状況（令和2年度現在） ■

事業所名	所在地	備考
地域活動支援センター izumi（イズミ）	飯塚市赤坂 360 番地 1	嘉麻市・桂川町と共同設置・運営



2 任意事業

国が示す必須事業以外に、本市の地域特性を考慮し、下記の事業を実施します。

(1) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者の身体の清潔の保持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供する事業です。

(2) 日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や一時的な休息を確保することを目的とする事業です。

(3) 点字・声の広報等発行事業

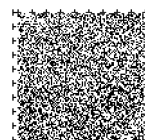
文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳等のわかりやすい方法により、地方公共団体の広報や地域生活において必要度の高い情報等を、定期的又は必要に応じて提供する事業です。

(4) レクリエーション活動等支援

障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。

(5) 巡回支援専門員整備

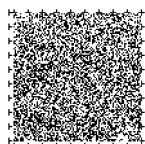
発達障がい等に関する知識を有する専門員が保健師と保育所・幼稚園等を巡回訪問し、発達等に偏りがある子どもを早期に発見し、早期対応のための助言等の支援を保育士・保護者に提供する事業です。



3 必要量見込み

これまでの事業実施状況やサービス利用実績、今後の動向・予定を踏まえて、見込量を算出しています。

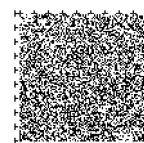
区分	事業（サービス）名	単位等	第5期			第6期（見込み）			備考
			実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度				
必須事業	理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	相談支援事業								
	障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	嘉麻市、桂川町と共同設置、運営
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2	
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1	年間実利用者数
	成年後見制度法人後見支援事業	有/無	無	無	無	有	有	有	
	意思疎通支援事業								
	意思疎通支援者派遣事業	人	32	31	32	35	35	35	年間実利用者数
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	設置人数
	手話奉仕員養成研修事業	人	15	22	0	22	22	22	修了者数
	日常生活用具給付等事業								年間給付件数
	介護・訓練支援用具	件	10	4	7	7	7	7	
	自立生活支援用具	件	28	17	22	22	22	22	
	在宅療養等支援用具	件	19	31	20	20	20	20	
	情報・意思疎通支援用具	件	21	26	23	23	23	23	
	排泄管理支援用具	件	3,588	3,846	3,617	3,617	3,617	3,617	
	居宅生活動作補助用具	件	5	3	4	4	4	4	（住宅改修費）
	移動支援事業	人	83	80	80	80	80	80	年間実利用者数
		時間	5,935	5,045	5,045	5,045	5,045	5,045	年間利用時間数
	地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	嘉麻市、桂川町と共同設置、運営
		人	51	62	52	52	52	52	年度末現在の月間実利用者数
人		269 (103)	265 (80)	261 (98)	261 (98)	261 (98)	261 (98)	年度末現在の月間延べ利用者数 （うち飯塚市数）	
機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有	有		



区分	事業（サービス）名	単位等	第5期			第6期（見込み）			備考
			実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度				
任意事業	訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2	2	2	年間実利用者数
	日中一時支援事業	人	117	129	116	116	116	116	年間実利用者数
	点字・声の広報等発行	有/無	有	有	有	有	有	有	
	レクリエーション活動等支援	人	25	18	22	22	22	22	療育キャンプ参加障がい児・者数
	巡回支援専門員整備	人	—	—	799	799	799	799	育成指導事業の個別＋巡回個別相談利用者延べ数

4 必要な見込量の確保のための方策

- 民間のサービス事業者の参入を促進し、計画期間に必要と見込まれるサービス量の確保を図ります。
- サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行います。
- 2市1町共同実施事業について、嘉麻市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら適正に実施していきます。



第7章 計画の推進体制等

1 関係機関等との連携に関する事項

(1) 関係機関との連携

障害者総合支援法に規定されている「障がい者・障がい児の社会参加の機会の確保」「障がいのある人とない人との地域社会における共生」「障がい者・障がい児にとっての社会的障壁の除去」といった基本理念を実現し、第3章で示した障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する成果目標を達成していくためには、障がい保健福祉の観点からだけでなく、医療機関、教育機関、公共職業安定所など地域の関係機関との連携による分野を越えた総合的な取り組みが必要となります。

このような関係者による連携体制づくりのため、本市は、障がい者相談支援事業(36ページ参照)を共同で実施している嘉麻市・桂川町とともに、国の定める地域生活支援事業実施要綱に示されていた「地域自立支援協議会」にあたるものとして、平成21年度に「自立支援ネットワーク」を設置しました。

平成25年度から施行された障害者総合支援法において、自立支援協議会の構成メンバーに、従来の「福祉、医療、教育、雇用等に従事する関係者」に加えて「障がい者等及びその家族」を含むものとするのが規定されたことから、本市では嘉麻市・桂川町とともに自立支援ネットワークの体制の見直しを行い、平成28年12月に関係機関等により編成した15名の委員による全体会議を開催しました。

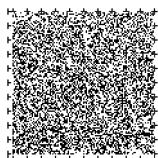
その後、自立支援ネットワークの意見等を踏まえ、障がい児者の自立や権利擁護を重視した一般相談・計画相談が実現するよう、相談支援専門員のスキルアップやネットワーク構築を目的として相談支援専門部会を設置しました。

平成29年7月には、飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がいに関する総合相談窓口として相談支援専門員が専門的に対応するとともに、地域の相談支援事業所への助言やサービス提供事業所等との連携等、相談支援体制の強化に取り組んでいます。

今後も、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題を解決することが重要であることから、自立支援ネットワークにおける専門部会の設置や意見交換会等の開催などを積極的に行うことで地域の課題の解決に取り組み、障がい者・障がい児への支援体制整備を行います。

(2) 庁内における連携

上記のとおり分野を越えた連携を実現するためには、庁内の関係各課で協力し合うことも不可欠です。子育て支援、教育、高齢者等の施策を担当する関係各課との緊密な連携により、各種施策を推進します。



2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときには計画を変更すること等の措置を講じることが規定されています。

このような「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のサイクルを踏まえ、本計画の策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、国の基本指針に即して定めた成果目標（第3章参照）や各種サービスの必要量見込（第4章～第6章参照）について毎年度点検・評価を行い、その結果を飯塚市の公式ホームページ等で公表しています。また、点検・評価結果に基づき、必要に応じて計画を見直していくものとします。

3 その他の事項

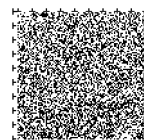
（1）制度、サービス等に関する情報提供の充実

第4章から第6章に示す各種サービスについては、それを必要とする障がい者・障がい児に、サービスの利用方法や内容等に関する情報が的確に届けられなければなりません。また、障がい者・障がい児やその家族がサービスそのものの存在を知らないために必要な支援が受けられないという場合も考えられます。このようなことから、ガイドブックや広報等を通じてサービスや相談窓口等に関するきめ細かな情報提供の充実に努めます。

（2）人材の育成と資質の向上

多様化する障がい者・障がい児のニーズに対応していくためには、サービス事業者をはじめとした関係機関等における専門職員を質・量ともに確保することが必要です。

障がい福祉サービスや相談支援等が適切に提供されるよう、福岡県等の関係機関と連携を図り、各種研修に関する情報提供等を通じて専門職員の養成、資質向上に努めます。



資 料



■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市規則第 114 号

改正 H19—38(題名改称)、H25—25、H30—2

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)第 3 条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(H19—38 一改)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が、その目的を達するために協議すべき事項

- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(H19—38、H25—25 一改、H30—2 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(H30—2 一改)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

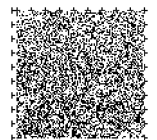
(H19—38 一改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)



第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(H25—25 一改)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

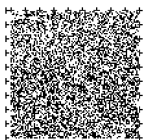
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

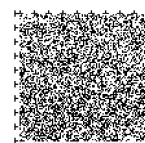
附 則(平成30年2月23日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



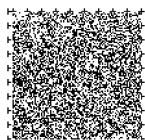
■ 令和2年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	丸野 陽一	飯塚医師会（丸野クリニック院長）	学識経験者	会長
2	渡邊 暁	近畿大学九州短期大学 准教授	学識経験者	副会長
3	窪田 裕美	医療法人 社団豊永会 飯塚記念病院 ソーシャルワーカー長	学識経験者	
4	熊井 信子	飯塚市民生委員児童委員協議会 理事	社会福祉関係者	
5	許斐 孝史	社会福祉法人 佐与福祉会 多機能型児童発達支援事業所 森の子 管理者	社会福祉関係者	
6	高橋 泰子	社会福祉法人 茜会 理事長	社会福祉関係者	
7	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園 理事長	社会福祉関係者	
8	田才 義克	飯塚市身体障害者福祉協会 理事	福祉団体代表者	
9	森嶋 光恵	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 会長	福祉団体代表者	
10	諸岡 靖子	飯塚市手をつなぐ親の会 役員	福祉団体代表者	
11	石井 幸子	飯塚市小中学校長会（菰田小学校校長）	教育関係者	
12	八田 和典	飯塚公共職業安定所 所長	関係行政機関 代表者	
13	安永 勝利	部落解放同盟飯塚市協議会 書記長	その他 住民代表等	
14	中嶋 秀子	公募委員	その他 住民代表等	
15	渡邊 倭子	公募委員	その他 住民代表等	



■ 第6期 飯塚市障がい福祉計画・第2期 飯塚市障がい児福祉計画策定の経緯 ■

開催日	内容
令和2年7月9日	<p>■第1回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の考え方及び計画の期間 ・策定の方法及びスケジュール ・計画の構成
令和2年9月3日	<p>■第2回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・サービス等の必要見込量について
令和2年10月6日	<p>■第3回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期飯塚市障がい者計画の推進状況等について ・計画素案（改訂版）について
令和2年11月19日	<p>■第4回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案（改訂版）について ・計画原案に関する市民意見募集について
令和2年12月1日 ～令和2年12月28日	<p>■「飯塚市障がい福祉計画（原案）」に関する市民意見募集の実施</p>
令和3年 月 日	<p>■第5回 飯塚市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集結果及び意見への回答案について
令和3年 月 日	<p>■市民意見に対する回答の公表</p>
令和3年 月 日	<p>■飯塚市障がい者施策推進協議会会長より市長へ計画案を答申</p>
令和3年 月 日	<p>■第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画（案）を承認・決定</p>



第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画（原案）について市民のみなさまのご意見を募集します

飯塚市では、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画」の原案を取りまとめました。

つきましては、本原案に対して、市民の皆さまから広くご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は、計画策定にあたって参考にさせていただきます。

○ 募集期間

令和2年12月1日（火曜日）～令和2年12月28日（月曜日）

○ 計画（原案）の閲覧場所

- 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課（本庁舎1階）
- 各支所 市民窓口課、各地区交流センター、中央公民館、サン・アビリティーズいづか
- 市ホームページ（<http://www.city.iizuka.lg.jp/>）からも閲覧・ダウンロードできます。

○ 意見の提出方法・提出先

● 「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画」をご覧いただき、計画についてのご意見を意見書（様式1）に記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- 閲覧場所：備え付けの箱に投函
- 郵送：（あて先）〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所社会・障がい者福祉課
- 電子メール：（メールアドレス） shakai@city.iizuka.lg.jp
- FAX：0948-21-6356

※ 提出期限：令和2年12月28日（月）17時15分
（郵送の場合は当日必着）

○ 意見提出にあたっての注意点

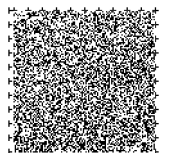
- * 電話や来庁による口頭での申し出は受け付けません。
- * 提出書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- * お寄せいただいたご意見については、個別に回答はいたしません。計画に対する貴重なご意見として、参考にさせていただきます。また、個人情報に留意し、ホームページに一部掲載させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- * 個人・団体を誹謗中傷するような内容などとはご遠慮ください。

◆ お問い合わせ先 ◆

飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

所在地：飯塚市新立岩5番5号

連絡先：[電話]0948-22-5500（内線1157） [FAX]0948-21-6356



「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画」の
原案についての意見書

お住まい	※「幸袋」「横田」などで結構です。番地は記入する必要ありません。
フリガナ	
氏名	
年代	代
性別	
連絡先 (電話番号・メールアドレスなど)	
【ご意見】 ※どの内容についてのご意見なのかわかるよう、できるだけページ番号も記入ください。	

<意見の提出方法>

- ① 閲覧場所 ⇒ 備え付けの箱に投函
- ② 郵送 ⇒ 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 飯塚市社会・障がい者福祉課
- ③ 電子メール ⇒ shakai@city.iizuka.lg.jp
- ④ F A X ⇒ 0948-21-6356

※意見募集提出期限：令和2年12月28日（月）17時15分（郵送の場合は当日必着）

※個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。